令和7年度第2回瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和7年6月3日

3 協議期間

令和7年6月3日~13日

4 協議事項

陶デマンド交通の運賃について

5 協議結果

承認 6名

不承認 0名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以 上の承認を得たため、協議事項は承認されました。

なお、協議結果につきましては、要綱第16条第10項の規定により、瑞浪市地域公共交 通協議会へ報告します。